

意見書

平成 24 年 7 月 26 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) ひーびーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、
平成24年6月26日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案(加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューの設定)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願ひ申し上げます。

〈総論〉

「光の道」構想(2015年頃を目指すにすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目指)実現^{※1}のため、平成23年10月より、「分岐単位接続料設定の適否について」は検討がなされてきましたが、平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会 答申(以下、答申という。)において、その設定は見送られることになりました。

しかしながら、弊社共としましては、平成24年3月15日付け総務大臣宛て要望書のとおり、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会(以下、接続委員会という。)の議論において、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、NTT東西殿という。)を含めたOSU共用等についての技術的、コスト的な議論が不十分である点、都市部での競争促進の視点がない点及び分岐単位接続料のプライシングについての議論が不十分である点等の課題が存在しており、未だそれら課題については解消がなされていないため、その課題解消に向け、アクセス網のオープン化によるFTTH市場への新規事業者参入及びサービス競争促進の実現を可能とするような施策(分岐単位接続料等)の議論を行う場の設置を希望いたします。

〈エントリーメニューについて〉

接続委員会において、エントリーメニューの設定の利用意向を事業者に確認した結果、ほとんどの事業者について、積極的に利用する意向はなかったものと理解しています。そのような利用可能性が著しく低いと想定されるメニューが設定されたとしても、新規事業者の参入促進の効果はないものと考えます。さらに、当該メニューは、光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置とされており、光配線区画の見直しが完了した際には新規受付を停止する予定という时限的なメニューであることから、答申においても「必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めることを要請すること」とされているところです。

従って、当該メニューのためにNTT東西殿各約9,200万円もの多額の費用をかけ、システム改修することは適切ではなく、事業者の利用意思等について改めて事前確認を行い、具体的な要望(希望エリアや利用回線数等)を把握した上で、システム改修実施の是非も含め検討を行うべきと考えます。

※1「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ(抜粋)

加入光ファイバ接続料算定の在り方については、競争事業者の参入促進による料金の低廉化・サービスの多様化を推進し、光サービスの利用率向上を図る観点から、総務省及び関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定を含め、平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を開始することが適当である。

「光の道」構想に関する基本方針(抜粋)

加入光ファイバ接続料について、その低廉化に向け、総務省及びNTTにおいて、平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を早急に開始し、年度内を目途に成案を得る。

以上